



三重県公報

令和7年4月1日（火）

第 604 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
254	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(文書・情報公開課)	3
255	介護保険法の規定による指定市町村事務受託法人の指定	(長寿介護課)	3
256	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(家庭福祉・施設整備課)	3
257	同伴	(森林・林業経営課)	3
258	保安林の指定施業要件の変更に係る通知	(治山林道課)	4
259	同伴	(同)	6
260	同伴	(同)	8
261	同伴	(同)	8
262	同伴	(同)	10
263	三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を定めた旨	(水産資源管理課)	12
264	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	12
265	同伴	(同)	13
266	建設工事に係る競争入札参加者の資格審査の申請の方法等	(建設業課)	13
267	知事が水防警報を行う海岸の区域の指定	(施設災害対策課)	14
268	三重県物件等入札に係る競争入札参加者の資格について	(出納局)	15
269	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(斎宮歴史博物館)	15
270	放置違反金の収納事務委託に係る告示	(警察本部)	15
271	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	(同)	16
人 事 委 告 示			
2	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(人事委員会)	16
労 働 委 告 示			
1	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(労働委員会)	17
選 管 告 示			
12	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(選挙管理委員会)	17
監 査 委 員 告 示			
1	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(監査委員)	17
内 水 面 告 示			
2	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(内水面漁場管理委員会)	17
収 用 委 告 示			
1	公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について	(収用委員会)	18

企 業 庁 告 示

- 1 公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について (企 業 庁) 18

病院事業庁告示

- 1 公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所について (病 院 事 業 庁) 18

公 安 委 告 示

- 7 少年指導委員の委嘱 (公 安 委 員 会) 18

公 告

- 土地改良区役員の退任の届出 (農 地 調 整 課) 20
 土地改良区の定款変更の認可 (同) 20
 同件 (同) 20
 同件 (同) 20
 公共測量が終了した旨の通知 (公 共 用 地 課) 20
 同件 (同) 20
 同件 (同) 21
 同件 (同) 21
 同件 (同) 21
 同件 (同) 21
 同件 (同) 21
 同件 (同) 21
 開発行為に関する工事の完了 (建 築 開 発 課) 22
 県営住宅の入居希望者の募集 (住 宅 政 策 課) 22

告 示

三重県告示第 254 号

三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）第 49 条第 2 項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第 3 項の規定により公示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所
三重県総務部文書・情報公開課

三重県告示第 255 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 24 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定市町村事務受託法人を指定しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

事務所の名称	事務所の所在地	申請者の名称	申請者の所在地	代表者の氏名	指 定 年月日	受託事務の種類	居宅サービス等の提供の有無
東員町介護保険認定調査事業所ふれあい	三重県員弁郡東員町大字山田 2013 番地東員町ふれあいセンター	社会福祉法人東員町社会福祉協議会	三重県員弁郡東員町大字山田 2013 番地東員町ふれあいセンター	岡野 譲治	令和7年4月1日	要介護認定調査事務	有

三重県告示第 256 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地
株式会社 三重空調
三重県津市半田 588 番地 1
- 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
三重県社会福祉会館会議室に係る賃貸料の徴収事務
- 指定をした日
令和 7 年 4 月 1 日
- 委託をした日
令和 7 年 2 月 5 日
- 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 257 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地及び指定をした日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
三重県森林組合連合会	三重県津市桜橋一丁目 104 番地	令和 7 年 3 月 19 日
鈴鹿森林組合	三重県亀山市加太板屋 4622 番地 1	令和 7 年 3 月 19 日
中勢森林組合	三重県津市白山町南家城 915 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日

松阪飯南森林組合	三重県松阪市飯南町粥見 5725 番地の 3	令和 7 年 3 月 19 日
宮川森林組合	三重県多気郡大台町江馬 316 番地	令和 7 年 3 月 19 日
いせしま森林組合	三重県度会郡度会町大野木 2756 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
大紀森林組合	三重県度会郡大紀町崎 239 番地の 2	令和 7 年 3 月 19 日
伊賀森林組合	三重県伊賀市ゆめが丘 7 丁目 7 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
森林組合おわせ	三重県北牟婁郡紀北町便ノ山 200 番地	令和 7 年 3 月 19 日
三重くまの森林組合	三重県熊野市久生屋町 1368 番地 2	令和 7 年 3 月 19 日
三重県木材協同組合連合会	三重県津市桜橋一丁目 104 番地	令和 7 年 3 月 19 日
美杉木材協同組合	三重県津市美杉町八知 5412 番地	令和 7 年 3 月 19 日
松阪地区木材協同組合	三重県松阪市木の郷町 18 番地	令和 7 年 3 月 19 日
ウッドピア松阪協同組合	三重県松阪市木の郷町 1 番地	令和 7 年 3 月 19 日
三瀬谷地区木材協同組合	三重県多気郡大台町下三瀬 528 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日
尾鷲木材協同組合	三重県尾鷲市古戸町 7 番 26 号	令和 7 年 3 月 19 日
熊野木材協同組合	三重県熊野市井戸町 349 番地の 1	令和 7 年 3 月 19 日

- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
林業・木材産業改善資金貸付事業に伴う償還金の収納、貸付金の支出
- 3 委託をした日
令和 7 年 3 月 19 日
- 4 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 258 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

- 1 通知することができない者の氏名
山村 興
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町奥津字小瀧 2166、2179
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

- 1 通知することができない者の氏名
鈴木 理香
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町上多気字奥新田 1923

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

- 1 通知することができない者の氏名
鈴木 美香
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町上多気字奥新田 1923
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

- 1 通知することができない者の氏名
鈴木 美穂子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町上多気字奥新田 1923
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

- 1 通知することができない者の氏名
鈴木 泰子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
津市美杉町上多気字奥新田 1923
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 259 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の名称

三信衣料株式会社

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字宝録谷 5741

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

眞柄 久一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字上山口 5477、5490

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

今井 義文

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字上山口 5492

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

藤田 傳左衛門

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字石屋口 4170

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

小松 源平

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字石屋口 4170

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 260 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1**1 通知することができない者の氏名**

上西 覺

2 通知の要旨**(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

津市美杉町竹原字鳥首 1479

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2**1 通知することができない者の氏名**

山路 俊文

2 通知の要旨**(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所**

津市榑原町字上安子 2468 の 1、2468 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件**ア 立木の伐採の方法**

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(9) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 261 号

次の者に係る森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1**1 通知することができない者の氏名**

正木 明美

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字奥ノ小谷 2801 の 10、2807 から 2809 まで、2810 の 1 から 2810 の 3 まで、2818、2831、2841

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

菅尾 末松

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町八知字奥ノ小谷 2808

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

日置 恒文

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町奥津字小瀧 2181 の 1、2183 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小瀧 2183 の 1（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

田上 弘

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

津市美杉町下多気字野登瀬 1397

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 262 号

次の者に係る森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定により、その通知の内容を松阪市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第 1

1 通知することができない者の氏名

野呂 精一郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字長尾 3214 の 9

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

第 2

1 通知することができない者の氏名

竹岡 幸郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町上仁柿字長尾 3214 の 10

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 3

1 通知することができない者の氏名

石上 徳太郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町有間野字入会山西山 2229 の 1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

森本 猪一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町有間野字入会山西山 2229 の 2 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

石上 勝

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松阪市飯南町有間野字入会山西山 2229 の 5 (次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 263 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めたので、同条第 4 項の規定により公表します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

令和 7 管理年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの期間）におけるするめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量を以下のとおり定めます。

第 1 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量（法第 15 条第 1 項第 2 号に規定する「都道府県別漁獲可能量」をいう。以下同じ。）
現行水準
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県するめいか漁業	現行水準

第 2 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
47.4 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	17.8 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）中型まき網漁業	14.7 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）養殖用種苗採捕漁業	3.5 トン
三重県くろまぐろ（小型魚）その他漁業	11.4 トン

第 3 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量
45.8 トン
- 2 三重県の知事管理漁獲可能量

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
三重県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	14.2 トン
三重県くろまぐろ（大型魚）その他漁業	28.8 トン

三重県告示第 264 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により津市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン津城山
津市久居小野辺町字君ヶ池 1082-1 ほか 115 筆
- 2 津市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年4月1日から同年5月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第265号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により鈴鹿市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ鈴鹿Bゾーン

鈴鹿市住吉町字谷口 8946 ほか9筆

2 鈴鹿市から聴取した意見

意見無し

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和7年4月1日から同年5月1日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第266号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第4条第1項の規定により、建設工事に係る競争入札参加者の資格及び当該資格審査の申請の方法等を次のとおり告示します。

なお、対象となる案件の開札時点において有効な三重県建設工事執行規則（昭和39年三重県規則第16号。以下「規則」といいます。）第4条第3項に規定する三重県建設工事等入札参加資格者名簿に既に掲載されている者については、この告示の規定による審査の申請を行う必要はありません。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調達する物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第4号に規定する建設工事に係る特定役務の調達契約（以下「特定調達契約」といいます。）

2 競争入札参加者の資格

入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

(2) 全ての三重県税、消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

(3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。

(4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（審査基準日が入札参加資格審査申請日の1年7月前の日以後で最新のものに限り、）を受けていること。

(5) 入札（見積）、契約等に関する権限を支店又は営業所等に委任する場合には、その支店又は営業所等において必要な許可を有していること。

(6) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務のない者を除きます。）。)

3 申請の時期及び時間

随時、申請を受け付けます。ただし、三重県の休日定める条例（平成元年三重県条例第2号）第1条に規定する休日を除きます。

なお、受付時間は午前9時から午後5時までとします。

4 提出書類

規則第4条第2項に規定する申請書に次の書類を添付して提出しなければなりません。

(1) 法人の場合

- ア 登記事項証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- ウ 建設業許可証明書（写し可）
- エ 建設業許可申請時に提出した営業所一覧表（委任先がある場合）
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り可）
- カ 印鑑証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- キ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ク 業態調書（新規・変更）
- ケ その他知事が必要と認めた書類

(2) 個人の場合

- ア 身分証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- イ 納税証明書及び納税確認書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- ウ 建設業許可証明書（写し可）
- エ 建設業許可申請時に提出した営業所一覧表（委任先がある場合）
- オ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（申請時において有効期限内で最新のものに限り可）
- カ 印鑑（登録）証明書（申請日以前3月以内に発行したものに限り可）（写し可）
- キ 使用印鑑届又は委任状兼使用印鑑届
- ク 業態調書（新規・変更）
- ケ その他知事が必要と認めた書類

5 受付場所

郵便番号 514-8570
津市広明町 13 番地
三重県県土整備部建設業課
電話 059-224-2723 ファクシミリ 059-224-3290

6 提出方法

持参によります。

7 申請書等の作成に用いる言語

申請書は、日本語で作成してください。

なお、その他の書類で外国語で記載されたものには、日本語の訳文を付記し、又は添付してください。

8 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間、変更の届出及び資格の有効期間の更新手続

- (1) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間
入札参加資格認定の日から令和8年3月31日までとします。
- (2) 変更の届出
規則第5条の規定によります。
- (3) 特定調達契約に係る入札参加資格者名簿の有効期間の更新手続
更新手続はありません。

9 申請者への資格審査結果の通知

資格審査の結果は、文書にて通知（郵送）します。

三重県告示第267号

水防法（昭和24年法律第193号）第16条第1項の規定により、知事が水防警報を行う海岸の区域を次のとおり指定しましたので、同条第4項の規定に基づき公示します。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

海 岸 名	区 域

熊野灘沿岸（三重県区間）	鳥羽市堅神町から紀宝町鶴殿まで
--------------	-----------------

三重県告示第 268 号

物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第4条第1項の規定により、物件等入札に係る競争入札参加者の資格を、次のとおり告示します。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する物品等又は同条第4号に規定する特定役務

2 入札参加に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 実施する入札ごとに入札公告で定める資格を有する者であること。

3 入札参加申請の方法

入札ごとに入札公告において、参加に必要な書類及び提出先を示します。

4 資格の有効期間

参加を申請した入札のみ有効とします。

5 資格の有効期間の更新手続

更新手続は、ありません。

三重県告示第 269 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地

一般社団法人明和観光商社

三重県多気郡明和町斎宮 3039-2

2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

三重県斎宮歴史博物館の観覧券販売に係る使用料及び特別展図録販売に係る物品売払代金の収納事務

3 指定をした日

令和7年3月5日

4 委託をした日

令和7年3月5日

5 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

三重県告示第 270 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

P a y P a y 株式会社

東京都千代田区紀尾井町1番3号

- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
放置違反金
- 3 指定をした日
令和7年3月11日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第271号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和7年4月1日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称、住所又は事務所の所在地及び指定をした日

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日
百五コンピュータソフト株式会社	三重県津市岩田21番27号	令和7年3月11日
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号	令和7年3月11日
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号	令和7年3月11日
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地	令和7年3月11日
株式会社セブンイレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8	令和7年3月11日
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号	令和7年3月11日
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1	令和7年3月11日
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1	令和7年3月11日
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	令和7年3月11日
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号	令和7年3月11日
株式会社NTTドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	令和7年3月11日
ビリングシステム株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	令和7年3月11日

- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出
放置違反金（放置違反金コンビニエンスストア等収納事務）
- 3 委託をした日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

人 事 委 告 示**人事委告示第2号**

三重県人事委員会事務局公文書管理規程（令和2年三重県訓令第2号）第43条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和7年4月1日

三重県人事委員会委員長 中 村 佳 子

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所

三重県総務部文書・情報公開課

労 働 委 告 示**三重県労働委員会告示第1号**

三重県労働委員会公文書管理規程（令和2年三重県労働委員会訓令第1号）第41条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和7年4月1日

三重県労働委員会会長 大 塚 耕 二

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所
三重県総務部文書・情報公開課

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第12号**

三重県選挙管理委員会事務局公文書管理規程（令和2年三重県選挙管理委員会訓令第1号）第43条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和7年4月1日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所
三重県総務部文書・情報公開課

監 査 委 員 告 示**三重県監査委員告示第1号**

三重県監査委員公文書管理規程（令和2年三重県監査委員訓令第3号）第39条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和7年4月1日

三重県監査委員	伊 藤	隆
三重県監査委員	平 畑	武
三重県監査委員	山 崎	博
三重県監査委員	伊 賀	恵

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所
三重県総務部文書・情報公開課

内 水 面 告 示**三重県内水面漁場管理委員会告示第2号**

三重県内水面漁場管理委員会公文書管理規程（令和2年三重県漁場管理委員会告示第3号）の規定によりその例によることとされた三重県公文書管理規程（令和2年三重県訓令第6号）第49条第2項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第3項の規定により公示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三重県内水面漁場管理委員会会長 大 瀬 公 司

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所

三重県総務部文書・情報公開課

収 用 委 告 示**三重県収用委員会告示第 1 号**

三重県収用委員会運営規則（平成 18 年三重県収用委員会告示第 1 号）第 9 条第 1 項の規定によりその例によることとされた三重県公文書管理規程（令和 2 年三重県訓令第 6 号）第 49 条第 2 項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第 3 項の規定により公示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三重県収用委員会会長 森 田 明 美

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所

三重県総務部文書・情報公開課

企 業 庁 告 示**三重県企業庁告示第 1 号**

三重県企業庁公文書管理規程（令和 2 年三重県企業庁管理規程第 6 号）第 49 条第 2 項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第 3 項の規定により公示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三重県企業庁長 河 北 智 之

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所

三重県総務部文書・情報公開課

病院事業庁告示**三重県病院事業庁告示第 1 号**

三重県病院事業庁公文書管理規程（令和 2 年三重県病院事業庁訓令第 1 号）第 44 条第 2 項の規定により、公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を次のとおり定めましたので、同条第 3 項の規定により公示します。

令和 7 年 4 月 1 日

三重県病院事業庁長 河 合 良 之

公文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所

三重県総務部文書・情報公開課

公 安 委 告 示**三重県公安委員会告示第 7 号**

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 38 条第 1 項の規定により、

次のとおり少年指導委員を令和7年4月1日委嘱しました。

令和7年4月1日

三重県公安委員会委員長 志 田 幸 雄

氏 名	連 絡 先	活 動 区 域
葛 山 幹	桑名警察署生活安全課 電話番号 0594-24-0110	桑名警察署管轄区域
西 村 健		
伊 藤 薫	いなべ警察署生活安全課 電話番号 0594-84-0110	いなべ警察署管轄区域
近 藤 久 嗣		
伊 藤 正 人	四日市北警察署生活安全課 電話番号 059-366-0110	四日市北警察署管轄区域
正 岡 茂		
田 中 茂 毅	四日市南警察署生活安全課 電話番号 059-355-0110	四日市南警察署管轄区域
加 藤 重 哉		
八 鳥 幸 治		
池 地 美 稚子		
羽 木 良 介		
黒 子 忠 久	四日市西警察署生活安全課 電話番号 059-394-0110	四日市西警察署管轄区域
木之下 八 郎		
石 井 光 幸	亀山警察署生活安全課 電話番号 0595-82-0110	亀山警察署管轄区域
若 林 幸 太 郎		
福 井 雅 子	鈴鹿警察署生活安全課 電話番号 059-380-0110	鈴鹿警察署管轄区域
森 邦 彦		
矢 頭 敏 明		
山 口 郁 夫	津警察署生活安全課 電話番号 059-213-0110	津警察署管轄区域
伊 藤 誠 司		
小 西 博		
内 田 一 司		
服 部 浩 也	津南警察署生活安全課 電話番号 059-254-0110	津南警察署管轄区域
辻 文 敏		
山 吉 秀 樹		
齋 藤 隆 弘	松阪警察署生活安全課 電話番号 0598-53-0110	松阪警察署管轄区域
田 中 博		
服 部 薫		
小 川 祐 治		
杉 谷 和 也		
鈴 木 勲		
山 口 恵 照	大台警察署生活安全刑事課 電話番号 0598-84-0110	大台警察署管轄区域
村 田 明 雄		
中 村 幸 弘	伊勢警察署生活安全課 電話番号 0596-20-0110	伊勢警察署管轄区域
西 山 衆 造	鳥羽警察署生活安全課 電話番号 0599-25-0110	鳥羽警察署管轄区域
伊 東 裕 康	熊野警察署生活安全刑事課 電話番号 0597-88-0110	熊野警察署管轄区域
朝 尾 友 子		
河 邊 勝 道	紀宝警察署生活安全刑事課 電話番号 0735-33-0110	紀宝警察署管轄区域
阪 口 典 久		
石 橋 広 保	伊賀警察署生活安全課	伊賀警察署管轄区域

大 井 秀 俊	電話番号 0595-21-0110	
中 谷 幸 雄	名張警察署生活安全課 電話番号 0595-62-0110	名張警察署管轄区域
森 岡 敬 一		

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員退任の届出がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

上野土地改良区（伊賀市平野山之下 380 番地 5）
退任理事

伊賀市小田町 1912

木 下 和 文

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、雲出井土地改良区（津市高茶屋小森町字向山 1732-11）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、村松土地改良区（伊勢市村松町 4009 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、津田土地改良区（多気郡多気町丹生 1620-3）の定款の変更を認可しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 28 日に終了した旨、法務省津地方法務局長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
津市久居万町、同市久居幸町、同市久居寺町、同市久居中町、同市久居西鷹跡町、同市久居東鷹跡町、同市久居元町及び同市戸木町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 4 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域
桑名市長島町千倉

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 2 月 28 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
 松阪市櫛田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 7 日に終了した旨、三重県知事から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（1 級水準測量）
- 2 作業地域
 四日市市の一部、桑名市の一部、桑名郡木曾岬町の一部、三重郡朝日町の一部及び同郡川越町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 10 日に終了した旨、三重県桑名建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（用地測量）
- 2 作業地域
 桑名市大字西別所

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 7 日に終了した旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（数値図化）
- 2 作業地域
 津市の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 6 年 12 月 5 日に終了した旨、四日市港管理組合管理者から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
 公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
 四日市市三田町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 7 年 3 月 10 日に終了した旨、松阪市上下水道事業管理者から通知がありました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
松阪市大口町

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 7 年 3 月 17 日	三重郡川越町大字南福崎字宮中 462-6 ほか 3 筆	三重郡川越町大字南福崎 906-1 ティアモ C 102 上田 奈緒美 三重郡川越町大字南福崎 906-1 ティアモ C 102 上田 晴基
令和 7 年 3 月 24 日	亀山市小下町 385-17 ほか 15 筆ほか	四日市市波木町 1097-10 株式会社グリーンピアチトセ 代表取締役 内山 陽子

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 7 年 4 月 1 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 受付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から同月 30 日（水）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 7 年 6 月 4 日（水）まで随時申込みを受け付けます。

2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

北勢ブロック

鈴鹿亀山不動産事業協同組合

〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1

中勢伊賀ブロック

伊賀南部不動産事業協同組合

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

南勢ブロック・東紀州ブロック

三重県南勢地区管理事業共同体

〒514-0008 三重県津市上浜町 1 丁目 501 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

ブ ロ ッ ク 名	地 区 名	県 営 住 宅 名	戸 数（優先戸数）
北勢 ブロック	桑名	川成（高齢者・単身可）	1
		川成（一般・単身可）	1
	川越	豊田一色（一般）	1
	四日市	高見ヒルズ（一般・単身可）	2(1)
		あこず（高齢者・単身可）	1
		あこず（一般・単身可）	2(1)
		笹川（子育て向）	1
		笹川（高齢者・単身可）	1
		笹川（一般・単身可）	2(1)
		笹川第二（高齢者・単身可）	1
		笹川第二（一般・単身可）	1
		河原田（一般・単身可）	1

	鈴鹿	高岡山杜の郷（一般・単身可）	4(2)
		桜島（子育向）	1
		桜島（高齢者・単身可）	1
		桜島（一般・単身可）	2(1)
中勢伊賀 ブロック	津	サンシャイン千里（一般）	1
		白塚（高齢者・単身可）	2
		白塚（一般・単身可）	1
		一身田（高齢者・単身可）	3
		パールハイツ西丸之内（一般）	1
		結城（高齢者・単身可）	1
		結城（一般・単身可）	1
	伊賀	服部（高齢者・単身可）	1
		服部（一般・単身可）	2(1)
		カーサ上野（一般）	2(1)
南勢 ブロック	松阪	五反田（一般・単身可）	1
		粥田（高齢者・単身可）	1
		和屋（身障者）	1
		エスペラント末広（一般）	2(1)
	伊勢	旭（一般・単身可）	1
		城田（一般・単身可）	1
		西豊浜（一般・単身可）	1
		五十鈴川（身障者）	1
		五十鈴川（一般・単身可）	1
東紀州 ブロック	尾鷲	古江（一般・単身可）	1
		泉（一般・単身可）	1
	熊野	井土（身障者）	1
		井土（一般・単身可）	1

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者
- (2) 同居者がいる場合は、親族（婚約者、同性パートナー、内縁関係にあるもの及び里親に委託されている児童を含む。）であること。
- (3) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (4) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
 - イ 過去に県営住宅に入居していた者又はその連帯保証人で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
 - ウ ア又はイに掲げる者（連帯保証人は除く。）と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- (5) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
 - イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
 - ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行

為をしたとき成年であった者に限ります。)が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあっては、当該住宅の明渡しのあった日の翌日から2年を経過していないこと。

(6) 地方税を滞納していないこと。

(7) 緊急連絡人を確保すること。

(8) 暴力団員でないこと(同居しようとする親族も含みます。))。

5 その他

詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班(電話 059-224-2703)までお問い合わせください。

北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合(電話 059-373-6802)

中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合(電話 059-221-6171)

南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体(電話 059-222-6400)

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
